

原料原産地情報の表示方法について

平成28年3月31日

消費者庁・農林水産省

原料原産地表示を行う際の課題と表示方法

加工食品の原料原産地表示を行う際の課題

表示方法(イメージ)

課題1: 頻繁な原材料産地の切替えへの対応

- ・ 複数の原産国の原材料を使用している場合には、重量の多い順に記載する必要があることから、主原料の原産地が季節によって変動したり、複数の原産地のものを混合使用したりする際に、その都度重量順が入れ替わったり、国名が変わることに対応して、その都度包材を切り替えるのは不可能。
- ・ 仮に対応可能な場合だとしても、複数の包材を用意するために表示コストが上昇するのみならず表示ミスを招きかねない。

① 切替え産地を列挙する『可能性表示』

A国産、B国産又はC国産の原料を使用する可能性がある場合
原料原産地名: A国又はB国又はC国

課題2: 物理的スペースの制約

- ・ 容器包装の面積は限られており、多種の原料の産地を表示することは困難。
- ・ 限られた表示欄に多種の原料の産地を表示した場合、商品購入時に必要な情報を直ちに探し出すのが困難な、分かりにくい表示となる。

② 「国産」・「外国産」又は「輸入」といった『大括り表示』

A国産、B国産又はC国産の原料を使用する可能性がある場合
原料原産地名: 外国産

課題3: 原料原産地情報の分からない輸入中間加工品への対応

- ・ 原材料に輸入された中間加工品を使用している場合、海外では原料の産地を伝達するルールがないため、輸入国は分かっても原料の産地までは正確な情報を入手できない場合がある。

③ 輸入中間加工品の『加工地表示』

A国で加工した中間加工品(原料の産地は不明)を使用する場合
加工地: A国

原料原産地の表示のイメージ(可能性表示・大括り表示)

現行の表示

名称 いりごま
原材料名 ごま
 内容量 100g
 賞味期限 平成××年××月
 保存方法 直射日光を避け、常温で保存してください。
 製造者 ○○食品株式会社
 東京都千代田区○○

現行の食品表示基準で原料原産地表示を義務付けた場合

例1

原材料名 ごま(中国、ナイジェリア、ミャンマー、パラグアイ、グアテマラ、パキスタン、ウガンダ、ポリビア、トルコ、メキシコ、モザンビーク)

例2

原材料名 ごま(中国、ナイジェリア、ミャンマー、パラグアイ、グアテマラ、パキスタン)

例3

原材料名 ごま(中国、ナイジェリア、ミャンマー、日本)



全ての組合せに対応した包材を用意し、原材料の産地の切替えや混合割合の変更の都度、包材を切り替えることは不可能。

原料原産地の可能性がある国名を表示することとした場合

原材料名 ごま(中国又はナイジェリア又はミャンマー又はパラグアイ又はグアテマラ又はパキスタン又はウガンダ又はポリビア又はトルコ又はメキシコ又はモザンビーク又は日本)

原料の原産国を大括りに表示することとした場合

原材料名 ごま(輸入)

or

原材料名 ごま(輸入、国産)

○ごまの原産地

中国、ナイジェリア、ミャンマー、パラグアイ、グアテマラ、パキスタン、ウガンダ、ポリビア、トルコ、メキシコ、モザンビーク、日本

○複数の産地を選択し、混合

輸入中間加工品の原産国表示のイメージ

現行の表示

現行の食品表示基準で原料原産地表示を義務付けた場合

輸入中間加工品の原産国を表示することとした場合

名称 清涼飲料水
 原材料名 りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖、酸味料、香料、ビタミンC

内容量 500ml
 賞味期限 平成××年××月××日
 保存方法 直射日光や高温をさけて保存してください。
 製造者 ○○食品株式会社
 東京都千代田区○○

例

原材料名 りんご果汁(???)、果糖ぶどう糖液糖、果糖、酸味料、香料、ビタミンC

→

原材料名 りんご果汁(ドイツ)、果糖ぶどう糖液糖、果糖、酸味料、香料、ビタミンC

○果汁の原料原産地が不明なため、原料原産地表示を行うことができない。

○中間加工地であれば表示が可能。
 ○この場合、ドイツはりんごの産地ではなく、果汁の加工地であることが分かる工夫が必要。

→ 例：ドイツ加工

○りんご果汁の加工地と原料原産地

	加工地	原料原産地
りんご果汁	ドイツ	不明

可能性表示・大括り表示等のメリット・デメリット

課題1: 頻繁な原材料産地の切り替えへの対応
課題2: 物理的スペースの制約
課題3: 原料原産地情報の分からない輸入中間加工品への対応

	メリット	デメリット
可能性表示	<ul style="list-style-type: none">・課題1が解決できる。	<ul style="list-style-type: none">・「A国又はB国又はC国」と表示されている場合、実際には商品にA国産の原材料が含まれていないケースが発生する。この場合、商品の内容と表示の内容に不整合が生じることになる。
大括り表示	<ul style="list-style-type: none">・課題1及び2が解決できる。・原料原産地情報などの食品の情報開示の仕組みに係る検討が行われているが、事業者が消費者に対しウェブサイト等を通じて情報提供を行うことにより、消費者はより多くの情報入手することが可能になる。	<ul style="list-style-type: none">・「購入した商品にはどの国で作られた原材料が使われているかまで知りたい」という消費者の要望には応えきれない。・国産原料と輸入原料を両方使用している場合は、「〇〇(国産、外国産)」などになってしまう。(なお、食品情報のウェブサイト等を通じた開示の仕組み方によってはこれら2点の課題を補完することが可能とも考えられる。)
輸入中間加工品の原産国表示	<ul style="list-style-type: none">・課題3が解決できる。	<ul style="list-style-type: none">・当該中間加工品の原料の原産地の表示であると誤認されないよう工夫する必要がある。

原料原産地情報の表示方法について

平成21年8月食品の表示に関する共同会議報告書
「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」から抜粋

II 原料原産地情報の表示方法について

2. まとめ

切り替え産地を列挙する可能性表示については、頻繁に原材料の産地の切り替えが行われる加工食品にも対応でき、事業者から見ても、包材のロスや表示確認のコストの問題が小さいというメリットがある。しかし、商品に含まれていない原材料があたかも含まれているように表示されることになり、商品の内容と表示の内容が一致しないケースが生じうるために、かえって消費者に誤解を招く情報を与えかねないことから、「表示」方法としては導入することは不適切と考えられる。

大括り表示は頻繁に原材料の産地の切り替えが行われる加工食品にも対応でき、輸入中間加工品の原産国表示は、原料原産地情報が不明な場合でも対応できることから、いずれの方法も限られたスペースの中に消費者に一定のたまかな情報を提供することが可能となる方法であり、包材のロスや表示確認のコストの問題が小さいというメリットがある。このため、今後加工食品の原料原産地表示対象品目を拡大する場合の表示方法として、これらを導入することは適切と考えられる。一方、大括り表示等は実行可能性の問題から国名表示ができない品目に対し適用されるものであることから、その適用に当たっては、表示の意義、必要性も含め、十分な検討が必要である。

また、現在、食品情報の開示の仕組みについて検討がなされているところであるが、事業者は自らが取り扱う食品に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならないことを踏まえ、大括り表示や輸入中間加工品の原産国表示にあわせ、このような仕組みを利用したより多岐にわたる産地情報を消費者に提供していくことが求められる。

【参考】産地の頻繁な切替え・混合について

複数の原産国の原材料を使用している場合には、重量の多い順に国名を記載する必要がある。
主原料の原産地が季節等によって変動したり、複数の原産地のものを混合使用したりする際に、その都度重量順が入れ替わったり、国名が変わることに対応して、包材を切り替える必要がある。

例)アメリカ、チリの2か国を切替え・混合している場合。

・以下の包材パターンが考えられる。

原材料名	〇〇(アメリカ)
------	----------

原材料名	〇〇(アメリカ、チリ)
------	-------------

原材料名	〇〇(チリ)
------	--------

原材料名	〇〇(チリ、アメリカ)
------	-------------

【参考】 中間加工原料について

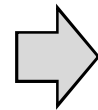
最終製品を製造する工場において、生鮮状態の原料を使用するのではなく、他社において、一次加工されたもの（中間加工原料）を原材料として使用する場合がある。

生鮮原料

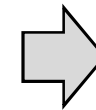
中間加工原料
(他社において一次加工)

最終製品

果実(生果)

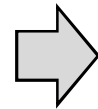


濃縮果汁

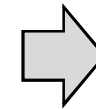


果実ジュース
(濃縮還元)

小豆

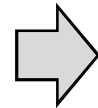


あんこ

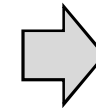


あんパン

小麦



小麦粉



うどん